

企業法

受講生の皆様

フォーサイト 企業テキスト3 (ES24028) 訂正のご案内

この度は、LEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。金融商品取引法令と5年改正の施行が24年5月短答式試験で試験範囲に入ることが確定しましたので、フォーサイト 企業テキスト3 (ES24028) の下記の修正をお願いいたします。

目次 x 頁

第3節 三 四半期報告書と半期報告書

「四半期報告書と」を削除

10-1-18の次のページ

第2章 金融商品取引法の開示制度の扉の頁

下から2行目の「四半期報告書、」を削除

10-2-2

(2) 継続開示

本文3行目の「四半期報告書、」を削除

表中の右下2行目の「四半期報告書、」を削除

10-2-20

(3) 組込方式

本文4行目の「四半期報告書・」を削除

10-2-29

目次 中 三 四半期報告書と半期報告書

「四半期報告書と」を削除

(2) 継続開示の仕組み

本文2行目の「四半期報告書又は」を削除

2 具体的制度

本文3行目の「3箇月ごとの企業情報を報告する四半期報告書(24条の4の7)か、又は」を削除

10-2-30

図表 継続開示での開示書類

四半期報告書に関する部分を削除

10-2-33

7 報告書代替書面制度

本文下から2行目 「(四半期報告書等)」を削除

8 確認書の提出

本文4行目の「四半期報告書、」を削除

10-2-33

三 四半期報告書と半期報告書

の内容を以下のように改訂

三 半期報告書

1 四半期報告書の廃止（令和5年改正）

令和5年改正前は、有価証券報告書提出会社のうち上場会社等は、1事業年度の期間を3箇月ごとに区分し、その各期間経過後45日以内の政令で定める期間内に当該会社の属する企業集団の経理の状況その他内閣府令で定める事項を記載した四半期報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない（改正前24条の4の7第1項）とされていた。そして、それ以外の有価証券報告書提出会社は、事業年度が開始した日以後6箇月間経過後に半期報告書を内閣総理大臣に提出することとされていた（改正前24条の5）。

しかし、上場会社の開示事務の効率化を図る観点から、令和5年改正により四半期報告書は廃止され、その内容は取引所開示である四半期決算短信に一本化された。

2 半期報告書

24条第1項1号に掲げる有価証券その他流通状況がこれに準ずるものの発行者である会社その他の政令で定めるもの（「上場会社等」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内に、当該事業年度が開始した日以後6月間の当該会社の属する企業集団の経理の状況その他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定める事項（「半期報告書共通記載事項」という。）を記載した半期報告書を、内閣総理大臣に提出しなければならない（24条の5第1項1号）。

銀行等を除く上場会社等は、連結ベースでの開示が義務付けられている。これらの会社は、当該事業年度が開始した日以後6箇月間が経過した日から起算して45日以内の政令で定める期間内（やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間内）に、提出しなければならない。

また、上場会社等のうち銀行等★¹（銀行や保険会社など）は、連結ベースでの半期報告書共通記載事項に加えて単体ベースの開示が義務付けられる（24条の5第1項2号）。提出期限は、当該事業年度が開始した日以後6箇月間が経過した日から60日以内である。

上場会社等以外の会社は、連結ベースでの半期報告書共通記載事項及び単体ベースの開示に加えて補足事項の開示が求められる。提出期限は、当該事業年度が開始した日以後6箇月間が経過した日から3箇月以内である。ただし、上場会社等と同様の半期報告書を同様の期限までに提出することもできる（24条の5第1項3号）。

★¹ 条文上の文言は、「上場会社等のうち金融システムの安定を図るためその業務の健全性を確保する必要がある事業として内閣府令で定める事業を行う会社」である。

3 半期報告書の訂正

半期報告書の記載について、重要な事項について記載が虚偽であり又は欠けている等により訂正を必要とするものがあるとき、自発的な訂正報告書の提出又は訂正命令が行われることは、有価証券報告書と同様である（24条の5第5項、7条、9条1項、10条1項）。虚偽記載がある場合、届出書の規定が準用され、民事責任が課される（24条の5第5項、22条）。

三 四半期報告書と半期報告書

「四半期報告書と」を削除

2 四半期報告書

本文ごとすべて削除

ワンポイント★4

下から4行目の「②四半期報告書の提出会社（24条の4の8第1項）」を削除

この頁に掲載されている短答問題は2問とも削除

10-2-34

3 半期報告書

四 臨時報告書

1 概要

本文下から6行目 「四半期報告書（半期報告書）」を「半期報告書」に変更

10-2-43

表1段目左の欄の最後に、「(参照方式の場合も含む)」を加える。

表2段目全体を削除 「参照方式による届出書とその添付書類、これらの訂正報告書」

表7段目全体を削除 「四半期報告書とその訂正報告書」

半期報告書及びその訂正報告書、臨時報告書及びその訂正報告書の公衆縦覧期間を「5年」に変更

右側の欄の短答問題 【平成24年Ⅱ問題19ウ類問】を削除

10-2-45

(4) EDINETの対象となる開示書類（27条の30の2）

表の右上の欄 「四半期報告書、」を削除

10-2-46

(1) 電子開示手続

本文1行目 「四半期報告書、」を削除

10-2-49

二 公認会計士又は監査法人の財務諸表監査

本文1行目 「四半期報告書、」を削除

10-2-57

下の枠内 d) の「四半期報告書・」を削除

10-2-59

(3) 不実の有価証券報告書等の提出会社の役員等の賠償責任

①損害賠償責任

本文1行目 「四半期報告書、」を削除

②損害賠償責任の内容

本文1行目 「四半期報告書・」を削除

10-2-60

(2) 虚偽記載の届出書等

項目②の冒頭の「四半期報告書・」を削除

(3) 開示書類の不提出・開示懈怠

項目②の冒頭の「四半期報告書・」を削除